平成２１年（フ）第１８７６号
広島市安佐北区可部南４丁目21番10―202号
債務者　荒木　嘉之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第１９１７号
広島市安佐北区落合３丁目13番１―503号
債務者　大野　弘子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第７０７号
大分県由布市湯布院町川南158番地２　ロマネスクリゾート湯布院社宅409号
債務者　岩見　敏江（旧姓歳納）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２１年（フ）第２２８号
北海道小樽市住ノ江１丁目５番３号、前住所北海道小樽市入船２丁目５番１号　馬場アパート２階
債務者　田村　庫央
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２１年（フ）第７３号
岩手県遠野市上郷町佐比内11地割31番地
債務者　佐々木栄子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
平成２１年（フ）第１５３号
宮城県柴田郡村田町大字関場字本関場前９番地２
債務者　玉田　良子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第４２１号
秋田市広面字谷地田29番地９
債務者　草㵎　博子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第４２９号
秋田市河辺諸井字福神51番地５
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第４４３号
秋田市東通６丁目17番８号
債務者　髙橋　　学
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１３３号
秋田県大館市南神明町４番17号
債務者　木津　むつ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
秋田地方裁判所大館支部
平成２１年（フ）第７４号
福島市蓬莱町４丁目４番21―21号、前住所福島県会津若松市河東町広田字横堀123番地
債務者　大竹　秀雄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福島地方裁判所
平成２１年（フ）第１１９号
群馬県みどり市笠懸町鹿4476番地11
債務者　松井　　修
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２１年（フ）第１２０号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1124番地19
債務者　松井　幸子（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２１年（フ）第１４３号
群馬県みどり市大間々町塩原乙304番地
債務者　松島世津子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２１年（フ）第４２５号
福井市中藤新保町第10号１番地、旧住所福井県鯖江市杉本町802番地３　センチュリオンＡ―103
債務者　柳澤　摩実
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３９７号
長野市大字小鍋24番地１
債務者　岩佐三千枝
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３９８号
長野市大字小鍋24番地１
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３９９号
長野市大字小鍋24番地１
債務者　小林奈美枝
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係